

## 高齢者虐待防止に関する法律の制定を求める件

高齢化が世界有数のスピードで進むわが国では、最近、介護が必要な高齢者を放置したり、家庭や施設内で高齢者に暴力をふるったりするなど虐待が深刻化しています。しかしながら高齢者への虐待は表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきており、児童虐待に比べ法整備などの対策も遅れているのが現状です。

虐待の背景には、限界を超える介護によるストレスや複雑な家庭内の人間関係なども含まれており、虐待を自覚していない家族も多く、介護家族を含めた精神的なケアが不可欠であるとの指摘もあります。

昨年度、厚生労働省は、家庭内での高齢者への虐待について初の全国調査を行い、虐待されている高齢者の8割が認知症と見られる状態があることや介護者の接触時間が長時間であることがわかりました。また、担当ケアマネジャーへの調査からは、「生命に関わる危険な状態」に至る事例が1割という深刻な実態が浮き彫りになる一方、虐待に気付いた事例の9割に対応の難しさを感じていることも明らかになりました。

この結果からも、高齢者虐待の定義を明確にすることをはじめ、虐待防止と早期保護への具体的な仕組みづくりが急務であることが確認されたところです。

そこで、地域社会全体として高齢者の人権を守る体制を充実させ、虐待防止のため「専門性を確保した相談窓口の設置」や「緊急保護のための一時保護施設整備」等の具体的な対策を早急に実現するため、高齢者虐待防止に関する法律の制定を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年12月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

様

仙台市議会議長 鈴木繁雄